

鳩山町コミュニティ推進協議会備品管理運営規程

(コミュニティ助成事業購入備品)

(趣旨)

第1条 平成18年度コミュニティ助成事業により里山づくりのために購入したコミュニティ助成事業備品の使用及び管理については、この規程の定めによる。

(目的)

第2条 里山づくりに必要な備品の利用を通じて町民の融和を図り、明るい地域社会づくりに与寄与することを目的とする。

(使用備品及び使用要件)

第3条 備品の使用及び使用する要件は、次のとおりとする。

- (1) 使用できる備品は、別表のとおりとする。
- (2) 鳩山町コミュニティ推進協議会加入団体が主催する行事
- (3) その他鳩山町コミュニティ推進協議会会長が必要と認めた場合

(使用料)

第4条 備品の使用に係る使用料は無料とする。

(使用申請)

第5条 備品を使用する団体は、あらかじめ備品使用申請書(様式第1号)を鳩山町コミュニティ推進協議会会長に提出し、許可を得なければならない。

(使用にあたっての遵守事項)

第6条 備品の使用にあたっては、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けない備品は使用しないこと。
- (2) 使用後は責任をもって点検及び後片付けを行うこと。

(管理)

第7条 備品の保管場所は鳩山町役場南側駐車場内とし、日常の管理は、鳩山町コミュニティ推進協議会で行なう。

2 使用者が重大な過失により備品を破損・滅失させた場合は、使用者はその損害額を弁償しなければならない。

(その他)

第8条 備品の使用管理について、この規程で定める以外の疑義が生じた場合は、その都度鳩山町コミュニティ推進協議会で協議決定する。

附 則

この規程は、平成18年8月31日から施行する。

別表（第3条関係）

NO	備品名（数量）	形状・規格	NO	備品名（数量）	形状・規格
1	刈払機（5）	SRE265UG	12	万能熊手（3）	—
2	チェーンソー（3）	CSE3500/35CLS25	13	万能鎌（5）	全長 500 mm
3	小型耕耘機（1）	MPC-6DS	14	アルミニウム輪車（1）	—
4	刈込挟み（5）	刃長 180 mm	15	ツルハシ（4）	—
5	なた鋸（8）	刃長 330 mm	16	収納ラック（1）	3段 2個組
6	中厚鎌（10）	131 g			
7	細鎌（5）	上 6.5 寸			
8	小鎌（5）	特上			
9	丸型ショベル（5）	金象パイプ柄			
10	唐 鋤（2）	中			

*カッコ数字は数量

様式第1号（第5条関係）

コミュニティ助成事業備品使用許可申請書

平成 年 月 日

鳩山町コミュニティ推進協議会長 様

申請者住所
氏名又は名称
代 表 者

コミュニティ助成事業備品管理運営規程第5条の規程により、下記のとおり申請します。

使用団体名			
使用責任者住所	鳩山町		
使用責任者氏名		電話	—
使用備品及び数量		数量	
使用日時	平成 年 月 日 時 ~ 月 日 時まで		
使用目的			

コミュニティ助成事業備品使用許可書

平成 年 月 日

様

鳩山町コミュニティ推進協議会長

平成 年 月 日付、申請のあったコミュニティ助成事業備品の使用を許可します。

使用団体名			
使用責任者住所			
使用責任者氏名		電話	
使用備品及び数量		数量	
使用日時	平成 年 月 日 時 ～ 月 日 時まで		
使用目的			
	許可条件		
処理欄	許可No 第 号	許可日：平成 年 月 日	

***使用にあたっての注意事項**

- 1 この許可書を、使用当日に鳩山町コミュニティ推進協議会窓口（総務課）へ提示すること。
- 2 使用備品に破損等が生じないように管理し、万一破損等が生じたときは直ちにその状況を報告すること。
- 3 使用備品は、使用目的以外に使用しないこと。
- 4 返却日は厳守すること。ただし、やむを得ない事由により返却日を変更しようとするときは、協議会長の許可を受けること。

備品（購入先）一覧